第**46**期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

◆ 開催日時

平成25年8月23日(金曜日)午前10時

◆ 開催場所

東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービルディング 3階Room B

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

日本プロセス株式会社

証券コード:9651

目 次

第46期定時株主総会招集ご通知	1
(第46期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
事業報告	2
1. 企業集団の現況	2
2. 会社の状況	7
連結計算書類	18
連結貸借対照表	18
連結損益計算書	19
連結株主資本等変動計算書	20
連結注記表	21
個別計算書類	29
貸借対照表	29
損益計算書	30
株主資本等変動計算書	31
個別注記表	32
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	36
会計監査人の監査報告	37
監査役会の監査報告	38
株主総会参考書類	40
議案及び参考事項	40
第46期定時株主総会会場ご案内図	

株主各位

東京都港区浜松町二丁目4番1号日本プロセス株式会社代表取締役社長 ト 石 芳 昭

証券コード 9651 平成25年8月2日

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年8月22日(木曜日)営業時間終了の時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

Ē

- **1. 日 時** 平成25年8月23日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービルディング 3階Room B (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第46期 (平成24年6月1日から平成25年5月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の 件
 - 2. 第46期 (平成24年6月1日から平成25年5月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 - 2. 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに 修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (http://www.jpd.co.jp/) において、 掲載することによりお知らせいたします。
 - 3. 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビス(ネクタイ・上着なし)にて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

添付書類

事業報告

(平成24年6月1日から) 平成25年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(以下、当期)におけるわが国経済は、東日本大震災後の復興関連需要による緩やかな回復基調が継続したものの、欧州経済の低迷、新興国の景気減速による海外経済の更なる下振れや日中関係の悪化による輸出・生産の落ち込みなどにより、国内景気の先行きは不透明な状況にありました。一方では、11月中旬からの円高修正の動きに加え、金融緩和、財政出動、成長戦略などの各種政策により円安・株高基調へと転じており、デフレ脱却と景気回復への期待感が大きく高まり、景況感の改善が見えはじめました。

情報サービス産業におきましては、ソフトウェア投資は緩やかに増加しているものの、企業のIT投資に対する慎重な姿勢は継続しており、受注環境は依然として厳しい状況が続いております。

こうした環境の中、当社は平成24年6月より3ヶ年の新たな中期経営計画をスタートいたしました。中期経営ビジョンを「社会インフラ分野の安全・安心、快適・便利に貢献する」と定め、イ)当社が得意としている社会インフラ分野の中から新たな注力分野を発掘する、ロ)顧客が海外で高い競争力を発揮できるようサポートする、ハ)ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス(T-SES)の推進を継続する、を基本方針として企業価値向上に努めております。

当期におきましては、交通システムは一部システムの不具合対応により受注活動が不足したこと、ITサービスにおいて検証業務で顧客のオフショア化によりアイドルが発生したことなどで、売上高、利益ともに前年を下回りました。また、制御システムは電力業界全体の開発量が減少傾向にあることなどにより、利益は前年を下回りました。一方、組込システムは新規顧客との取引を開始したこと、特定情報システムは前期より継続していた大型システム開発が第2四半期に検収されたこと、産業・公共システムは既存顧客の業務が拡大したことなどにより、売上高、利益とも前年を上回りました。

この結果、売上高は5,230百万円(前年同期比12.6%増)、営業利益は316百万円(前年同期比27.1%増)、経常利益は366百万円(前年同期比23.3%増)、当期純利益は208百万円(前年同期比37.4%増)となりました。

なお、保有しております株式の評価損を特別損失として13百万円計上しております。

当社グループは、コーポレートガバナンスの基本方針に基づきCSR(企業の社会的責任)に積極的に取り組んでおり、社会貢献の一環として2つの財団(公益財団法人 SBI子ども希望財団、特定非営利活動法人 日本紛争予防センター)に合計2百万円の寄付をいたしました。今後も継続的に利益の一部を社会貢献に役立ててまいります。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(制御システム)

制御システムでは、火力発電所向け監視・制御システムの開発は、東日本大震災の復興需要が一巡し、電力業界全体として開発量の減少傾向が継続しました。そのため、引続き担当機能の拡大を図ることで改善に努めましたが、売上高は前年を下回りました。発電所制御装置のミドルウェア開発や環境運用計算機の開発などは横ばいで推移しました。一方、自動車向けでは車載ナビシステム開発がやや減少傾向

にあるものの、自動車制御システムでは次世代自動車向け電動化システムの開発が好調に推移したため、 制御システム全体として売上高は前年を上回りました。

この結果、売上高は1,065百万円(前年同期比5.7%増)、セグメント利益は236百万円(前年同期比12.9%減)となりました。

(交通システム)

交通システムでは、新幹線の運行管理システム開発は一部保守フェーズに移行するなどで減少傾向にあるものの、北陸及び北海道新幹線延伸に関わるシステム開発作業は順調に推移しました。また、在来線の運行管理システム開発は横ばいで推移しましたが、その他のシステムの不具合対応により受注活動が不足したことなどで、売上高、利益ともに前年を下回りました。

この結果、売上高は764百万円(前年同期比12.4%減)、セグメント利益は126百万円(前年同期比32.7%減)となりました。

(特定情報システム)

特定情報システムでは、前期より継続していた危機管理分野の大型システム開発の検収が第2四半期に完了し、売上、利益とも大きく貢献いたしました。保守フェーズに入ったため組織の体制は縮小しているものの、他案件の環境構築作業や新システムの取組みが始まるなどで堅調に推移しました。

この結果、売上高は729百万円(前年同期比30.7%増)、セグメント利益は182百万円(前年同期比100.5%増)となりました。

(組込システム)

組込システムでは、ストレージデバイスの組込システム開発は堅調に推移しました。スマートフォンのプラットフォーム開発は、受注に山谷があるものの横ばいで推移しました。また、今期より開始した自動車向けの組込システム開発が順調に推移したほか、複数企業と新たな取引を開始しました。

この結果、売上高は836百万円(前年同期比29.1%増)、セグメント利益は182百万円(前年同期比144.1%増)となり、前年の不調から回復しました。

(産業・公共システム)

産業・公共システムでは、ICカード関連のシステム開発は、携帯電話やスマートフォン向けに加えデジタル放送向けも受注するなど堅調に推移しました。また、顧客の業務拡大に伴い、コンテンツ管理製品の開発が堅調に推移し、新たに開始したスポーツ関連システムの開発は順調に推移しました。その他事業会社向け開発も堅調に推移しました。

この結果、売上高は909百万円(前年同期比53.7%増)、セグメント利益は233百万円(前年同期比42.5%増)となり、売上高、利益とも前年より大幅に伸長しました。(ITサービス)

ITサービスでは、検証業務は顧客の商品開発の減速やオフショア化によりアイドルが発生したため売上、利益ともに減少したものの、構築支援業務は復興需要などで堅調に推移しました。また、保守・運用業務は会計システムが堅調に推移し、その他は概ね横ばいとなりました。

この結果、売上高は925百万円(前年同期比4.6%減)、セグメント利益は151百万円(前年同期比39.0%減)となり、前年より売上高は微減し、原価も低減できず利益は下回りました。

なお、上記の各セグメント利益には、各セグメントに配分していないセグメント利益の調整額795百万円が含まれております。セグメント利益の調整額は、主に各セグメントに帰属しない一般管理費であります。

② 設備投資等の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資額は15百万円でありますが、その主なものは社内システム改善のためのソフトウェア6百万円、本社改装工事4百万円であります。

- ③ 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特記すべき事項はありません。
- ② 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区	分	第 43 期 (平成22年5月期)	第 44 期 (平成23年5月期)	第 45 期 (平成24年5月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (平成25年5月期)
売 上	高 (千円)	4,641,653	4,883,258	4,647,310	5,230,948
経常	利益(千円)	269,013	337,773	297,529	366,766
当 期 純	利益(千円)	170,695	194,366	151,655	208,437
1株当たり	当期純利益 (円)	30.14	35.05	27.35	37.59
総資	産 (千円)	8,729,072	8,820,320	8,624,292	9,139,908
純 資	産 (千円)	8,073,403	8,102,649	8,085,847	8,133,872
1株当たり	ノ純資産額(円)	1,455.93	1,461.23	1,458.20	1,466.86

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数から期中平均自己 株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

		会	社	名			資本金	出	資	比	率	主要な事業内容
							千円				%	
围	際	プ		セ	ス	(株)	10,000			100	.0	制御システム等の開発
ア	1 .	· Ľ	_	. :	エス	(株)	12,000			100	.0	運用/保守サービス

(注) 当連結会計年度における子会社は、上記2社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済状況の激変から、業界別の受注環境は大きく変化しております。そのため、 当社の各セグメント間の受注量の格差が拡がり、受注価格低減の要求もあいまって、早急な対応をとること が求められています。

これらの直面する課題に対処するだけではなく、景気回復期に一段の飛躍をするための備えをすることも 重要な課題であり、以下の取り組みを行ってまいります。

① 営業力の強化と引き合い案件の増加

取引量の多い既存の顧客からの安定受注に加え、それに次ぐ顧客からの受注拡大のネックとなっているリソースを確保するために人材の流動化を更に進めます。また、新規顧客を開拓するために、当社グループの主力技術分野での提案力を強化し、営業体制の強化を図ります。これにより主要取引先の占有リスク回避にもつなげてまいります。

② 請負化・大規模化の推進

プロジェクト管理支援部によるプロジェクトマネージャ育成プログラムを実施し、プロジェクト管理力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大規模システムの請負能力を強化します。品質技術部により開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ります。また、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために事業部間の連携を強化してまいります。

③ コスト競争力の強化

プロジェクト管理の強化により品質と開発効率を向上させると同時に、中国現地法人を活用し原価低減を進めます。また、基幹情報システムにより管理業務を効率化させることで販売費及び一般管理費を削減し、コスト競争力を強化してまいります。

④ 優秀な人材の確保、育成

当社グループの競争力の源泉である人材育成に関しては、これまで同様、社外の人材育成の専門家の協力を得て、最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動においても、海外を含めた広い視野で実施し、優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑤ グローバル化の推進

今後も増加することが予想されます海外案件につきましては、顧客がグローバル市場で競争優位を保てるよう技術者の育成を図り、顧客とともに積極的にグローバル化を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成25年5月31日現在)

事業種類	セグメント	主 な 事 業 内 容
システム開発	制御システム	エネルギープラント、自動車
	交通システム	交通・運輸
	特定情報システム	防災、危機管理、宇宙・航空
	組込システム	携帯電話・スマートフォン、情報家電、デジタル複合機、 ストレージデバイス
	産業・公共システム	公共システム、ビジネス基盤システム、業務システム
情報サービス	IT サ ー ビ ス	検証サービス、構築サービス、保守サービス

(6) 主要な事業所等(平成25年5月31日現在)

		名		称			所 在 地
В	本	プ		セ	ス	(株)	
本						社	東京都港区浜松町二丁目4番1号
B		立	事		業	所	茨城県日立市大みか町一丁目5番17号
立		Ш	事		業	所	東京都立川市曙町一丁目18番2号
京		浜	事		業	所	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
横		浜	事		業	所	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町489-1

(7) 使用人の状況(平成25年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用	人数(名)	前連結会計年度末比増減 (名)
	560 (14)	+5 (+2)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	4	圪) 1	年 齢	平均勤続年数
553 (14)	+10 (+2)				35.1歳	10.5年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - (8) 主要な借入先の状況 (平成25年5月31日現在) 借入金はありません。
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 その他企業集団の現況につきましては、特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (平成25年5月31日現在)

① 発行可能株式総数

② 発行済株式の総数

③ 株主数

④ 大株主

22,980,000株

5,545,092株(自己株式200,092株を除く)

837名

株主名	当 社 へ の	出 資 状 況
株 主 右 	持 株 数	持 株 比 率
SBI Value Up Fund 1号 投資事業有限責任組合 (無限責任組合員SBIキャピタル株式会社)	933千株	16.83%
大 部 満 里 子	624千株	11.26%
大 部 仁	549千株	9.92%
大 部 力	545千株	9.83%
日本プロセス社員持株会	410千株	7.39%
吉 川 豁 彦	377千株	6.80%
小 泉 修	365千株	6.58%
萩 野 正 彦	211千株	3.82%
第一生命保険株式会社	167千株	3.02%
白 川 一 幸	138千株	2.49%

⁽注) 持株比率は自己株式(200,092株)を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況(平成25年5月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

	1	
会社における地位 氏 名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 部 仁	
代表取締役副社長 上 石 芳 昭		事業統括兼技術統括兼事業本部長 国際プロセス株式会社代表取締役社長
取 締 役	多田俊郎	品質統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長
取 締 役	久 保 裕	管理統括兼財務統括兼グループ会社統括
取 締 役	諸星信也	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問
取 締 役	千 葉 拓	SBIキャピタル株式会社取締役執行役員 株式会社セムコーポレーション取締役
常勤監査役	岡竹芳彦	
監 査 役	川上 弘	株式会社弘和代表取締役
監 査 役	椎名健二	弁護士(東京弁護士会)中村法律事務所

- (注) 1. 平成24年8月24日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、取締役奥山一幸氏は、任期満了により退任いたしました。
 - 2. 取締役諸星信也氏、取締役千葉拓氏は、社外取締役であります。
 - 3. 取締役諸星信也氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 - 4. 監査役川上弘氏、監査役椎名健二氏は、社外監査役であります。
 - 5. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な異動は、次のとおりであります。

氏 名	変 更 後	変 更 前	異動年月日
大 部 仁	代表取締役会長	代表取締役社長	平成25年6月1日
上石芳昭	代表取締役社長兼事業統括 兼技術統括兼事業本部長	代表取締役副社長兼事業統括 兼技術統括兼事業本部長	平成25年6月1日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

		区	分			支 給 人 員	支	給	額
取 (う	5	社	締 外 取	締	役 役)	6名 (1名)			54百万円 (2百万円)
監 (う	5		查 外 監	査	役 役)	3名 (2名)			11百万円 (1百万円)
合 (う	ち	社	外	役	計 員)	9名 (3名)			66百万円 (4百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記のほか、平成24年8月24日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する退職慰労金9百万円を支給しております。なお、上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額7百万円(取締役6名7百万円)、役員退職慰労引当金繰入額9百万円(取締役6名8百万円、うち社外取締役1名0.3百万円)、監査役3名1百万円(うち社外監査役2名0.1百万円)が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役諸星信也氏は、広告システム研究所所長、東京コンサルティング株式会社顧問であります。 当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役千葉拓氏は、SBIキャピタル株式会社取締役執行役員、株式会社セムコーポレーション取締役であります。SBIキャピタル株式会社は、当社の発行済株式(自己株式を除く)の16.8%を保有し筆頭株主である「SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合」を運営する会社であります。株式会社セムコーポレーションと当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ・監査役川上弘氏は、株式会社弘和代表取締役であります。当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ・監査役椎名健二氏は、中村法律事務所の弁護士(東京弁護士会)であります。当社と中村法律事務 所は、顧問弁護士契約を締結しております。

口. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 の 状 況
取締役諸星信也	当事業年度中に開催された取締役会13回全て出席しております。 同氏は、出席した取締役会において、情報システム関連技術者及び上場企業の上級管理者の経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
取締役 千 葉 拓	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回出席しております。 同氏は、出席した取締役会において、企業金融経験者の見地で適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
監査役 川 上 弘	当事業年度中に開催された監査役会5回全て、取締役会13回のうち6回出席しております。 同氏は、出席した取締役会において、会社経営の豊富な経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、 助言を行いました。監査役会においては、内部監査等について適宜必要な発言を行いました。
監査役 椎 名 健 二	当事業年度中に開催された監査役会5回全て、取締役会13回のうち6回出席しております。 同氏は、出席した取締役会において、弁護士の見地から適宜説明を求めるとともに、助言を行いました。監査役会においては、監査の方法、その他監査役の職務に関する事項について、適宜必要な発言を行いました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、全ての社外取締役、社外監査役と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

京橋監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
 - ③ 非監査業務の内容 該当はありません。
 - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規則に則り、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するよう取締役に請求し、取締役会はそれを審議します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを、行動規範/行動指針を通し 取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。
 - ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。
 - ハ. 取締役は、実行性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。
 - 二. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に対し改善を助言又は勧告しなければならない。
 - ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告 しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
 - へ、内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞がある ことに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知し なければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行 わない。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書管理規程及び文書管理規程細則に基づいて、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体 に記録し、保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。
- ③ リスクの管理に関する規程その他の体制
 - イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的 に管理する。
 - ロ. 取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする『緊急対策本部』を設置し統括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月2回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ハ. 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社 的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を 立案・実行する。
- ⑤ 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制
 - イ. 取締役会は、グループ会社共通の企業理念、行動規範/行動指針を策定し、グループ全体に周知徹底 する。
 - ロ. グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ハ. 当社取締役、部門長、グループ会社社長は、各担当部門の業務執行及び財務報告に係る適切性を確保 する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
 - 二. 内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
 - ホ.グループ各社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
 - へ.グループ会社の社長、もしくはグループ会社統括は、グループ会社の経営について当社取締役会において事業内容の定期的な報告を行う。また、重要案件において、グループ会社の社長は、グループ会社統括と協議し、グループ会社での協議結果を当社取締役会に随時報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役が求めた場合、監査役の職務を補助するための使用人を配置し、その人事については取締役と監 査役が協議して決定する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役よ り監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受け ないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。
 - (a) 内部統制システム構築に関する事項
 - (b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に関する事項
 - (c) 重要な開示に関する事項
 - (d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項
 - (e) その他コンプライアンス ト重要な事項
 - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられている。
- ⑤ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲 覧することができる。
 - ロ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ① 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監理する。
 - ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経 営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが 顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(ii)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(ii)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(iv)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社のビジネスは、株主の皆様をはじめ、顧客企業や従業員、地域社会等様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考え、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるため、当該者による大量取得行為に対して相当な措置を講ずることを基本方針といたします。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は昭和42年の創業以来、「制御システム」の開発を中心に顧客と一体となってソフトウェア開発に従事しており、長年に渡って顧客との信頼関係を築いてまいりました。当社の企業理念「情報通信技術を応用した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献します」の下、顧客の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りに努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度 (業務の貢献度を自分たちで評価する)等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独 特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係、そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

当社は、こうした当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取組んでおります。

しかし、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保するために、「当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)の継続議案

が平成23年8月26日開催の第44期定時株主総会において決議されました。本プランの有効期間は、平成26年に開催される定時株主総会終結の時までとなっております。

イ. 本プラン概要

本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者より、事前に当社に対する買付に関する情報の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。

かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案(当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付提案を含む)の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別 委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を 最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

ロ. 本プランの内容

(a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者(以下「大量買付提案者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付
- (ii) 特定の株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、 当該議決権割合が20%以上となる買付
- (b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量 買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プラン で定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を提 出していただきます。なお、書面はすべて日本語により作成していただきます(以下において大量買 付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。)。

当社取締役会は、特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます。なお、

本必要情報に該当する代表的な項目は以下の通りです。

- (i) 大量買付提案者及びそのグループの詳細
- (ii) 買付行為等の目的、方法及び内容
- (iii) 買付対価の種類及び金額並びに買付対価の算定根拠
- (iv) 買付行為等に要する資金の調達状況及び当該資金の提供者の概要
- (v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の取得及び売却状況
- (vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約等の内容
- (viii) 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針等
- (ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合は、買付行為等の後の株券等の保有方針、議 決権の行使方針等、並びに長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行う場合 は、その必要性
- (x) 重要提案行為等を行う又は可能性がある場合、その目的、内容等
- (xi) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- (xii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- (x iii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
- (xiv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (xv) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

大量買付にかかる情報提供を受けた後、取締役会がこれらの評価、検討、交渉、代替案立案のため の期間を下記の通り設定します。

- (i) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社の全株式の買付の場合には60日間
- (ii) その他の方法による買付行為等の場合には、90日間
- (d) 特別委員会による勧告

当社は本プランを適正に運用し、取締役会により恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当 社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者(弁護士、公認会計士、経 営経験豊富な企業経営者、学識経験者等)を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

特別委員会は、大量買付提案者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は大量買付提案者による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重の上、対抗措置発動に関する決議を行いま

す。また、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終結後速やかに対抗措置の発動又は不発動を決議するものとします。なお、対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当(会社法第277条)を行うこととします。

③ 上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(a)企業価値・株主共同の利益の確保、(b)事前開示・株主意思の原則及び(c)必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。また、株式会社東京証券取引所の定める、有価証券上場規程第440条を充足しております。

口、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記②に記載の通り当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を十分に尊重していること (サンセット条項)

当社は、上記の通り平成23年7月21日開催の当社取締役会において本プランの継続を決議いたしましたが、本プラン継続に関する株主の皆様の意思を確認するため、平成23年8月26日開催の第44期定時株主総会において本プラン継続に関する議案を付議し、決議いただいております。

また、本プランの有効期限は、原則として平成26年に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させていただく予定ですので、株主の皆様の意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様の意思を反映させていく考えです。

二. 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が特別委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視す

るとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

ホ. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載した通り、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

へ. 客観的な解除条件が付されていること (デッドハンド型買収防衛策ではないこと)

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがいまして、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

ト. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けております。その方法といたしまして

- ① 継続的な成長により株主価値を最大化すること
- ② 安定的な配当を継続すること

を実施しております。

成長の源泉として利益を確保すると同時に、安定的な配当の継続と配当性向50%以上を目標として実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期末の配当は15円といたします。すでにお支払いしている中間配当とあわせ、当期の年間配当金は30円となります。なお、当期末の配当の効力発生日は平成25年8月5日とします。

内部留保については、経営基盤の拡大のためのM&A、新規事業、研究開発、人材への戦略的な投資に有効活用し、業績の向上を目指してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日を基準日としております。

連結貸借対照表

(平成25年5月31日現在)

			資	盾	Ē	(の	部					負	信	Ę	Ø	部	
	彩	1		B				金	額		₹	科					金	額
流	動		Ĭ	Ĩ	Ā	童			6,758,110	流	重	ħ	É	į	債			948,074
現	金	及	Į.	び	預		金		3,046,936	買			掛			金		46,348
受	取手	形	及	Ü,	売!	掛	金		1,842,682	未	払	浸	Ξ	人	税	等		226,286
有		価		証			券		1,503,257	賞	<u> </u>	₹	引		当	金		427,879
仕			掛				品		90,651	役	員	賞	与	引	当	金		7,040
原			材				料		562	受	注	損	失	引	当	金		1,300
繰	延	秙	į	金	資		産		213,780	瑕	疵	補	修	引	当	金		9,589
そ			の				他		60,240	資	産	防	\	去	債	務		6,071
固	定		Ĭ	Ĩ	Ē	童			2,381,797	そ			の			他		223,559
有	形	固	定		Ĭ	産			236,389	固	琔	Ē	賃	į	債			57,960
建	物	及	び	構	築		物		114,244	繰	延	移	ź	金	負	債		2,660
エ	具、	器	具	及で	ブ fi	莆	品		25,186	役	員追	見 職	慰	労	引当	金		54,952
土							地		96,958	そ			の			他		348
無	形	固	定		Ĩ	産			31,279	負		債		合		計		1,006,035
投	資そ	の	他	Ø	資	産			2,114,128				純	資	産	の	部	
投	資	有	Ī	価	証		券		1,857,264	株	È	Ξ	貣	Ĭ	本			8,128,675
そ			の				他		256,864	資		:	本		金	i		1,487,409
										資	本	į	剰	余	金	Ė		2,325,847
										利	益	į	剰	余	金			4,490,666
										自	i	2	7	株	定	;		△175,248
										その	他の	包招	利	益累	計額			5,197
										その	他有	価証	券評	平価差	主額 金	<u>:</u>		5,197
										純	資		産	î	合	計		8,133,872
資	產	童		合			計		9,139,908	負	債	純	資	産	合	計		9,139,908

連結損益計算書

(平成24年6月1日から) 平成25年5月31日まで)

			科		[∃			金	額
売				上				高		5,230,948
売			上		原			価		4,157,665
売		上		総		利		益		1,073,283
販	売	費	及	びー	- 般	管	理	費		756,750
営			業		利			益		316,533
営		業		外		収		益		
	受		取		利	J		息	25,348	
	保		険	解		約		益	16,124	
	保		険	配		当		金	8,058	
	雑			収				入	3,428	52,961
営		業		外		費		用		
	寄			付				金	2,030	
	障	害	者	雇	用	納	付	金	354	
	雑			損				失	344	2,728
経			常		利			益		366,766
特			別		利			益		
	補		助	金		収		入	19,769	19,769
特			別		損			失		
	古	定	資	産	除	ŧ	却	損	1,069	
	投	資	有	価 証	券	評	価	損	13,220	14,290
税	金	等	調	整 前	当其	明 紅	电 利	益		372,245
法	人	税、	住	民 税	及	Ω, ∄	事 業	税		260,813
法		人	税	等	調		整	額		△97,006
少	数	株主	損益	調整	前当	期	純 利	益		208,437
当		期		純		利		益		208,437

連結株主資本等変動計算書

(平成24年6月1日から) 平成25年5月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,487,409	2,325,847	4,448,581	△175,248	8,086,590
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△166,352		△166,352
当 期 純 利 益			208,437		208,437
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			42,085		42,085
当 期 末 残 高	1,487,409	2,325,847	4,490,666	△175,248	8,128,675

	その他の包括利益類			資	*	Δ	≡⊥
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	純	貝	産	合	計
当 期 首 残 高	△742	△742				8,085	,847
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△166	,352
当 期 純 利 益						208	3,437
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5,940	5,940				5	,940
当 期 変 動 額 合 計	5,940	5,940				48	3,025
当 期 末 残 高	5,197	5,197				8,133	3,872

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び名称

・連結子会社の数 2社

・連結子会社の名称 アイ・ピー・エス㈱、国際プロセス㈱

(2) 非連結子会社の数及び名称

· 非連結子会社 1 社

・非連結子会社の名称 大連艾普迪科技有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結

計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(大連艾普迪科技有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - イ) 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)
 - 口) その他有価証券
 - ・時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- ・時価のないもの……・移動平均法による原価法
- ② たな卸資産
 - イ)原材料………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 口) 仕掛品………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物10年~50年工具、器具及び備品4年~20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウエア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ② 賞与引当金………従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金…………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金…………受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち連結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上することとしております。
- ⑤ 瑕疵補修引当金………ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績 に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金………当社の役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計ト基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「雑収入」に含めておりました「保険配当金」(前連結会計年度6,570千円) は、重要性が高まったため、 当連結会計年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りの変更)

当社は、一部事業所を翌連結会計年度に移転することを、当連結会計年度において決定いたしました。そのため、従来は退去時期が予測不可能なため計上していなかった当該物件の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、見積りが可能になったため資産除去債務を計上いたしました。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 土地

27,588千円

なお、当連結会計年度末には、担保に係る債務はありません。

2. 当座貸越契約

当座貸越限度額100,000千円借入実行残高—千円差引額100,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

547,985千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,745,184	_	_	5,745,184
自己株式				
普通株式	200,092	_	_	200,092

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年7月9日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成24年 5 月 31日	平成24年8月6日
平成24年12月 28日 取締役会	普通株式	83,176	15.00	平成24年11月 30日	平成25年 2 月 7 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年7月8日 取締役会	普通株式	83,176	利益剰余金	15.00	平成25年 5 月 31日	平成25年8月5日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在します。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社及び連結子会社は経理規程に従い、営業債権について、経理部が得意先別に記録・整理して定期的に管理しております。また事業部門長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金計画に基づき、「決裁権限細則」の所定決裁を経て、格付の高い債券のみを対象として運用しているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保 有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

月次の取引実績は、経理部を所管する役員及び取締役会に報告しております。連結子会社の資金運用も当社に資金を集中させ、一括して運用しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、経理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに取締役会に報告することなどにより、流動性リスクを管理して おります。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち73.0%が大□顧客(上位2社)に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,046,936	3,046,936	_
(2) 受取手形及び売掛金	1,842,682	1,842,682	_
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,349,120	3,353,352	4,231
① 満期保有目的の債券	1,773,598	1,777,830	4,231
② その他有価証券	1,575,521	1,575,521	_
資産計	8,238,738	8,242,970	4,231
(1) 買掛金	46,348	46,348	_
(2) 未払法人税等	226,286	226,286	_
負債計	272,635	272,635	_

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券は満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

①満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるも の	906,722	915,540	8,817
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	866,875	862,290	△4,585
合計	1,773,598	1,777,830	4,231

②その他有価証券

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超え			
るもの			
株式	27,196	17,473	9,723
債券	202,140	200,000	2,140
その他	_	_	_
小計	229,336	217,473	11,863
連結貸借対照表計上額が取得原価を超え			
ないもの			
株式	_	_	_
債券	446,185	449,973	△3,788
その他	900,000	900,000	_
小計	1,346,185	1,349,973	△3,788
슴計	1,575,521	1,567,446	8,075

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	11,401
出資金	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,046,936	_	_	_
受取手形及び売掛金	1,842,682	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	600,000	1,150,000	_	_
その他有価証券のうち満期があるもの (その他)	900,000	650,000	_	_
合計	6,389,618	1,800,000	_	_

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

1,466円86銭 37円59銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

各拠点の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借物件等から見積り資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	当連結会計年度
	(自平成24年6月1日
	至平成25年5月31日)
期首残高	3,843
資産除去債務の履行による減少額	3,843
見積りの変更による増加額	6,071
期末残高	6,071

(4) 資産除去債務の見積りの変更内容及び影響額

当社は、一部事業所を翌連結会計年度に移転することを、当連結会計年度において決定いたしました。そのため、従来は退去時期が予測不可能なため計上していなかった当該物件の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、見積りが可能になったため資産除去債務を計上いたしました。この結果、計上前の資産除去債務残高より6,071千円増加しております。

2. その他追加情報の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年5月31日現在)

			資	産	E	の	部					負		責	の	部	
	科			\exists			金	額		科						金	額
流	動		貨		産			6,668,560	流	動		Í	į	債	- 1		940,594
現	金	及		Q,	預	金		2,979,414	買			掛			金		47,033
受		取		手		形		1,085	未			払			金		134,876
売			掛			金		1,822,247	未		払		費		用		11,745
有		価		証		券		1,503,257	未	払	污		人	税	等		225,065
仕			掛			品		90,651	未	払	氵		費	税	等		56,860
原			材			料		562	預			1)			金		18,291
前		払		費		用		22,279	賞	与		引		当	金		422,566
繰	延	税	į	金	資	産		211,494	役	員	賞	与	引		金		7,040
未		収		入		金		21,856	受	注	損	失	引		金		1,300
そ			\mathcal{O}			他		15,710	瑕	疵	補	修	引		金		9,589
古	定		貣	Ĭ	産			2,418,874	資	産	ß	余	去	債	務		6,071
有	形	古	定	資	産			236,389	そ			の			他		155
建						物		106,268	固	定		Í	į	債	i		57,960
構			築			物		7,975	繰	延	種		金	負	債		2,660
I	具、	器	具	及で	び備	品		25,186	役	員 退	職	慰	労	引当	- 1		54,952
土						地		96,958	そ			の			他		348
無	形	古	定	資	産			31,134	負	ſ	責		合		計		998,555
ソ	フ			ウ	エ	ア		27,498				純	資	産	の	部	
そ			の			他		3,635	株	主		Ĭ	Ĩ	本	- 1		8,083,682
	資そ	の	他	の	資産			2,151,351	資			本			£		1,487,409
投	資	有		価	証	券		1,857,264	資	本		剰	余		£		2,325,847
関	係	会		社	株	式		47,516	資	本		準		備	金		2,174,175
長	期	前		払	費	用		989	そ					剰 余	- 1		151,672
敷	金	及	Ω,	保	証	金		114,655	利	益		剰	余		£		4,445,673
保	険		積	-	17	金		86,178	利	益		準		備	金		65,370
会			員			権		13,966	そ					剰 余			4,380,302
そ			の			他		30,779			途	積	•	$\overline{1}$	金		3,300,150
										繰 越	利				金		1,080,152
									自	Ē			株	Ī	- 1		△175,248
										.	換			額等	- 1		5,197
										り他有	価証						5,197
									純	資		産		合	計		8,088,879
資	Ē	奎		合		計		9,087,434	負	債 系	沌	資	産	合	計		9,087,434

損益計算書

| | (平成24年6月1日から) | 平成25年5月31日まで

		————科					金	額
		17		Н			並	
売			上			高		5,162,993
売		上		原		価		4,110,780
売		上	総	利		益		1,052,212
販	売	費 及	Ω, —	般 管	理	費		743,671
営		業		利		益		308,541
営		業	外	収		益		
	受]	取	利		息	5,498	
	有	価	証	券	ij	息	19,833	
	受	取	配	当		金	17	
	受	取	手	数		料	5,785	
	保	険	解	約		益	16,124	
	雑		収			入	9,953	57,213
営		業	外	費		用		
	寄		付			金	2,030	
	障	害 者	雇	用 納	付	金	354	
	雑		損			失	344	2,728
経		常		利		益		363,026
特		別		利		益		
	補	助	金	収		入	19,769	19,769
特		別		損		失		
	古		資 産	除	却	損	1,069	
	投	資 有	価 証	券 評	価	損	13,220	14,290
税	5		当 其		利	益		368,505
法	人	税、住	民 税	<u>.</u> 及 び 事		税		259,500
法		人 税	等		整	額		△97,394
当		期	純	利		益		206,399

株主資本等変動計算書

(平成24年6月1日から) 平成25年5月31日まで)

				株	主	資	本			
		資	本 剰 余	金	:	利 益 乗	割 余 金			
	資本金		その他	資本剰余金	5111/24/14 0	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	準備金 資本剰余金 資本剰余 合 [計		繰越利益 剰 余 金	合計		
当 期 首 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	1,040,106	4,405,626	△175,248	8,043,635
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△166,352	△166,352		△166,352
当 期 純 利 益							206,399	206,399		206,399
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計							40,046	40,046		40,046
当 期 末 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	1,080,152	4,445,673	△175,248	8,083,682

	評 価 ・ 換	評価・換算差額等					
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計				
当 期 首 残 高	△742	△742	8,042,892				
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△166,352				
当 期 純 利 益			206,399				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5,940	5,940	5,940				
当期変動額合計	5,940	5,940	45,986				
当 期 末 残 高	5,197	5,197	8,088,879				

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - ② 満期保有目的の債券………償却原価法(定額法)
 - ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- ・時価のないもの……・務動平均法による原価法
- (2) たな制資産
 - ① 原材料………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ② 仕掛品………………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年~50年

丁具、器具及び備品 4年~20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経営利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウエア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 當与引当金

従業員の當与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注指失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上することとしております。

(5) 瑕疵補修引当金

ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、 決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理 しております。

(会計上の見積りの変更)

当社は、一部事業所を翌事業年度に移転することを、当事業年度において決定いたしました。そのため、従来は退去時期が予測不可能なため計上していなかった当該物件の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、見積りが可能になったため資産除去債務を計上いたしました。

これによる当事業年度の営業利益、経営利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 土地 27,588千円 なお、当事業年度末には、担保に係る債務はありません。

2. 当座貸越契約

当座貸越限度額100,000千円借入実行残高—千円差引額100,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 547,985千円

4. 関係会社に対する金銭債務 15,383千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引

120,457千円

(2) 営業取引以外の取引高

4,440千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	200,092	_	_	200,092

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金等	180,830千円
役員退職慰労引当金	19,585千円
投資有価証券評価損	4,711千円
資産除去債務	2,307千円
未払事業税・未払事業所税	20,319千円
一括償却資産	849千円
その他	9,403千円
繰延税金資産小計	238,007千円
評価性引当額	△24,297千円
繰延税金資産合計	213,710千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,877千円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,978千円
その他	△20千円
繰延税金負債合計	△4,876千円
繰延税金資産の純額	208,834千円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額1,458円75銭1株当たり当期純利益37円22銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産額8,088,879千円当期純利益206,399千円普通株主に帰属しない金額一千円普通株式に係る当期純利益206,399千円普通株式の期中平均株式数5,545,092株

潜在株式は存在しません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

各拠点の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を賃貸借物件等から見積り資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	当事業年度
	(自平成24年6月1日
	至平成25年5月31日)
期首残高	3,843
資産除去債務の履行による減少額	3,843
見積りの変更による増加額	6,071
期末残高	6,071

(4) 資産除去債務の見積りの変更内容及び影響額

当社は、一部事業所を翌事業年度に移転することを、当事業年度において決定いたしました。そのため、従来は退去時期が予測不可能なため計上していなかった当該物件の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、見積りが可能になったため資産除去債務を計上いたしました。この結果、計上前の資産除去債務残高より6,071千円増加しております。

2. その他追加情報の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年7月16日

日本プロセス株式会社 取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 小宮山 司 印業務執行社員 公認会計士 小宮山

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査音目

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

LJ F

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年7月16日

日本プロセス株式会社 取締役会 御中

京橋監査法人

代表 社員 公認会計士 下村 久幸 印業務執行社員 公認会計士 下村

代表、社員公認会計士小宮山 司 印業務執行社員 公認会計士 小宮山

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主 資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制 システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は 認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年7月23日

日本プロセス株式会社 監査役会

 常勤監査役
 岡
 竹
 芳
 彦
 印

 社外監査役
 棋
 名
 健
 二
 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

株主総会及び取締役会の運営を柔軟に行うことを目的とし、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に代表取締役会長を追加するものであります。

2.変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条(招集権者及び議長) 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代る。	第12条(招集権者及び議長) 株主総会は、代表取締役社長 <u>または代表取締役会長</u> が招集し、その議長となる。 <u>議長</u> に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代る。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条 (取締役会の招集) 取締役会は代表取締役社長がこれを招集し、その議 長となる。	第19条(取締役会の招集) 取締役会は代表取締役社長 <u>または代表取締役会長</u> が これを招集し、その議長となる。
2. <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会で 予め定めた順位に従って、他の取締役がこれに代 る。	2. <u>議長</u> に事故があるときは、取締役会で予め定めた順位に従って、他の取締役がこれに代る。
3. (条文省略) 4. (条文省略)	3. (現行どおり) 4. (現行どおり)

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	_{おおぶ} ひとし 大 部 仁 (昭和43年6月16日生)	平成4年4月 郵政省(現総務省)入省 平成12年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成12年8月 当社取締役 平成15年7月 当社代表取締役社長 平成17年7月 コンピュータシステムプランニング株式会社代表取締役社長長 平成18年8月 株式会社日本システムアプリケーション代表取締役社長平成25年6月 当社代表取締役会長(現任)	549,823株
2	かみいし よしあき 上 石 芳 昭 (昭和30年3月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年8月 当社日立事業所長 平成15年8月 当社事業統括部長 平成16年3月 当社取締役 平成16年8月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役事業統括 平成18年7月 国際プロセス株式会社代表取締役社長 平成19年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括 平成23年6月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼事業本部長 平成24年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長 平成25年6月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長	22,600株
3	ただ としろう 多 田 俊 郎 (昭和34年10月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年3月 当社品質技術部長 平成18年8月 当社執行役員品質技術部長 平成19年6月 当社執行役員プロジェクト管理支援部長 平成21年6月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長 平成21年8月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長 平成24年6月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長 平成24年6月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長	5,800株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
4	くぼ ゆたか 久 保 裕 (昭和42年1月7日生)	平成5年4月 平成12年8月 平成13年4月 平成13年4月 平成15年5月 平成15年6月 平成17年10月 平成20年1月 平成21年6月 平成21年8月 平成21年8月 平成25年7月	株式会社三菱総合研究所入社 イー・サムスン株式会社インターネット事業部長 株式会社ゲームオン代表取締役社長 株式会社フルキャスト(現株式会社フルキャストホールディングス)経営企画部長 スリープロ株式会社(現スリープログループ株式会社)取 締役 株式会社フルキャスト取締役経営戦略本部長 アジアパシフィックシステム総研株式会社(現キヤノン電 子テクノロジー株式会社)代表取締役社長 株式会社ネオキャリア取締役 当社管理統括兼財務統括 当社取締役管理統括兼財務統括 当社取締役管理統括兼財務統括 当社取締役管理統括兼財務統括 当社取締役管理統括兼財務統括 当社取締役管理統括兼財務統括	2,400株
5	もろほし のぶや 諸 星 信 也 (昭和20年9月13日生)	昭和45年 4 月 昭和62年10月 平成11年 1 月 平成17年10月 平成17年10月 平成20年 8 月	株式会社電通入社 同社情報システム室企画開発部長 同社情報システム局長 広告システム研究所所長(現任) 東京コンサルティング株式会社顧問(現任) 当社取締役(現任)	_
6	ちば ひらく 干葉 拓 (昭和46年9月6日生)	平成7年4月 平成14年4月 平成18年9月 平成19年3月 平成20年2月 平成20年6月 平成22年8月	野村證券株式会社入社 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現SBIホールディングス株式会社)入社 フードエックス・グローブ株式会社取締役 株式会社セムコーポレーション取締役(現任) SBIキャピタル株式会社取締役執行役員(現任) 株式会社VSN取締役 当社取締役(現任)	_

(注) 1. 各候補者と当社との利害関係に関する事項

- (1) 千葉拓氏は、SBIキャピタル株式会社取締役執行役員を兼務されております。SBIキャピタル株式会社は、当社の発行済株式(自己株式を除く)の16.8%を保有し筆頭株主である「SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合」を運営する会社であります。
- (2) その他の候補者は、当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 社外取締役候補者に関する事項
 - (1) 諸星信也氏、千葉拓氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 社外取締役候補者とした理由

諸星信也氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、高度な情報システム関連技術・知識・経験を活用願うとともに、上場企業での上級管理者としての視点で経営の監視などをしていただきたいため選任をお願いするものであります。 社外取締役としての在任期間は本総会終結の日をもって5年となります。

千葉拓氏は、資本政策及び事業戦略などに対する豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいために選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の日をもって3年となります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、選任された場合諸星信也氏及び干葉拓氏と当社 の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項 に定める最低責任限度額としております。

3. 当社は、諸星信也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選仟の件

監査役権名健二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名	略 歴、当 社 に お け る 地 位		
(生年月日)	(重 要 な 兼 職 の 状 況)		
しいな けんじ 椎 名 健 二 (昭和53年10月22日生)	平成16年10月 司法試験合格 平成17年4月 司法研修所入所(第59期司法修習生) 平成18年9月 司法研修所卒業 平成18年10月 弁護士(東京弁護士会) 平成18年10月 中村法律事務所入所(現任) 平成21年8月 当社監査役(現任)	_	

- (注) 1. 椎名健二氏は、中村法律事務所の弁護士(東京弁護士会)であります。当社と中村法律事務所は、顧問弁護士契約を締結しております。
 - 2. 社外監査役候補者に関する事項
 - (1) 椎名健二氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 社外監査役候補者とした理由

同氏は、直接経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を監査する十分な見識を有しておられることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると考え、選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の日をもって4年となります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、選任された場合同氏と当社の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第4号議案 補欠監査役2名選仟の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、次期定時株主総会開催の時までを選任の効力とする補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	はせがわ じゅんいち 長谷川 淳 一 (昭和28年5月25日生)	昭和51年4月 平成13年8月 平成16年9月	当社入社 当社青梅事業所長 当社経営監査室長(現任)	7,700株
2	いしばし かつお 石 橋 克 郎 (昭和35年2月6日生)	平成 2 年 9 月 平成 7 年 10月 平成 8 年 4 月 平成10年 4 月 平成10年 4 月 平成15年 4 月 平成19年 4 月 平成19年 4 月 平成21年 4 月	株式会社TAC入社 司法試験合格 司法研修所入所(第50期司法修習生) 司法研修所卒業 弁護士(東京弁護士会) 中村法律事務所入所(現任) 中央大学法科大学院実務講師 中央大学法科大学院兼任講師(現任) 明治学院大学法科大学院兼任講師(現任) 東京弁護士会常議員	

- (注) 1. 長谷川淳一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 石橋克郎氏は、中村法律事務所の弁護士(東京弁護士会)であります。当社と中村法律事務所は、顧問弁護士契約を締結しております。
 - 3. 補欠社外監査役候補者に関する事項
 - (1) 石橋克郎氏は補欠社外監査役候補者であります。
 - (2) 補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、監査役に就任した場合同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 候補者長谷川淳一氏は監査役岡竹芳彦氏の補欠、候補者石橋克郎氏は社外監査役川上弘氏及び椎名健二氏の補欠であります。

以上

第46期定時株主総会会場ご案内図

会場東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービルディング 本館3階Room B (本館エスカレータにて3階WTCコンファレンスセンターに

(本語エスカレータにて3階W1Cコンファレンスセンター) お上がり下さい。)

交 通

- ・JR(山手線・京浜東北線)浜松町駅直結(東京駅から8分)
- ・モノレール羽田線浜松町駅直結(羽田空港から23分)
- ・都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅地下通路直結

会場付近略図



